

平成28年度池田町人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2及び池田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、池田町職員の状況について次のとおり公表します。

平成29年12月25日

池田町長 杉本博文

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

各年4月1日現在の部門別職員数の状況は、次のとおりです。

		職員数(人)		対前年 増減数(人)	主な増減理由
		H28	H29		
一般行政 部門	議会	1	1	0	
	総務	18	21	3	新規事業、観光開発企画による増
	税務	4	4	0	
	民生	8	8	0	
	衛生	4	4	0	
	農林水産	8	7	△1	人員配置による減
	商工	1	1	0	
	土木	3	4	1	ダム建設の地域振興業務による増
	計	47	50	3	
特別行政 部門	教育	11	13	2	国体、文化振興業務による増
	計	11	13	2	
普通会計計		58	63	5	
公営企業等 会計部門	病院	7	8	1	病児病後児保育業務による増
	水道	1	1	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	4	5	1	
総合計		70	77	7	

(注1) 職員数には教育長が含まれています。

(注2) 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険事業や、介護保険事業などをいいます。

(2) 職員の採用状況

平成28年度採用	6人
----------	----

(3) 職員の退職状況

平成28年度退職	定年	0人
	勸奨・その他	4人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

平成28年度の普通会計の人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (H29.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A
28年度	2,700人	3,711,617千円	303,778千円	468,162千円	12.6%

(注) 人件費には、特別職職員に支給される給料、報酬および嘱託職員に支給される賃金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

平成28年度の普通会計の職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	63人	164,085千円	30,332千円	63,561千円	257,978千円	4,095千円

(注1) 職員手当には退職手当が含まれていません。

(注2) 職員数は平成29年3月31日の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

平成29年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額等の状況は、次の表のとおりです。

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	38.8歳	255,900円
技能労務職		

(注) 該当職員が3人以下の区分については記載していません。

(4) 職員の初任給の状況

平成29年4月1日現在の一般行政職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分	大学卒	高校卒
池田町	168,600円	147,100円
国	179,200円	147,100円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

平成29年4月1日現在の一般行政職の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主幹 主査	室長 課長補佐	課長	課長	
職員数(人)	17	9	14	3	5	0	48
構成比(%)	35.4	18.8	29.2	6.3	10.4	0	100.0

(6) 職員手当の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

① 扶養手当等

区 分	内 容	池田町	国との比較
扶養手当	配偶者	10,000 円/月	同じ
	扶養親族一人（配偶者なし）	10,000 円/月	
	扶養親族一人（配偶者あり）	8,000 円/月	
	16 歳に達する年度初めから 22 歳に達する年度末までの子（一人につき）	5,000 円/月を加算	
住居手当	家賃 55,000 円以上	27,000 円/月	同じ
	家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満	(家賃-23,000 円) ×1/2 +11,000 円	
	家賃 23,000 円以下	家賃-12,000 円	
通勤手当	交通機関等の利用者（通勤距離片道 2km 以上）	運賃等（定期券）相当額 （上限 55,000 円/月）	片道 3km 以上
	乗用車等の利用者（通勤距離片道 3km 以上）	通勤距離に応じ、2,300 円から 24,500 円まで	

② 管理職手当

区 分	支給額	備 考
課長・事務局長	45,000 円 / 月 (44,325 円/月)	(55 歳超の 6 級職員は△1.5%)
参事	30,000 円 / 月	

③ 期末・勤勉手当（H28 年度支給割合）

区 分	池田町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月	0.80 月	2.025 月	1.225 月	0.80 月	2.025 月
12 月期	1.375 月	0.90 月	2.275 月	1.375 月	0.90 月	2.275 月
計	2.60 月	1.70 月	4.300 月	2.60 月	1.70 月	4.300 月
加算措置 の状況	職務上の段階、職務の級等により 加算措置があります。			職務上の段階、職務の級等により 加算措置があります。		

④ 退職手当

区 分	池田町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月	25.55625 月	20.445 月	25.55625 月
勤続 25 年	29.145 月	34.58250 月	29.145 月	34.58250 月
勤続 35 年	41.325 月	49.59000 月	41.325 月	49.59000 月
最高限度額	49.590 月	49.59000 月	49.590 月	49.59000 月

⑤ 特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給する手当です。

業 務	金 額
医療業務（医師）	月額 250,000 円を超えない範囲
感染症防疫作業	日額 1,000 円を超えない範囲
除雪車運転等作業	年額 10,000 円を超えない範囲

⑥ 時間外勤務手当（全会計決算）

区分	支給額	職員一人当たりの 平均支給年額
平成 28 年度	14,479 千円	207 千円

（7）特別職の給料、報酬の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期末手当（平成 28 年度支給割合）
町 長	820,000 円	6 月期 1.475 月 12 月期 1.775 月 計 3.25 月
副町長	650,000 円	
教育長	560,000 円	
議 長	310,000 円	6 月期 1.00 月 12 月期 2.20 月 計 3.20 月
副議長	270,000 円	
議 員	255,000 円	

3 職員の勤務条件及びサービスの状況

（1）勤務時間の状況

平成 29 年度の職員の勤務条件は、次の表のとおりです。

勤務時間	休憩時間
8 時 30 分～17 時 15 分	12 時～13 時

（注）勤務時間は、職場により上記と異なる場合があります。

（2）休暇等の状況

職員の休暇制度及び休業制度の概要は、次の表のとおりです。

区 分	内 容	平成 28 年度の 取得状況	
休 暇	年次休暇	1 年につき 20 日間付与され、前年からの繰り越し分を含めると最高 40 日分となります。	一人 5.8 日 (H28 年平均)
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があるため勤務することができない場合に、最高 90 日間認められます。	6 人

特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、夏季の諸行事、忌引、子の看護、公務による負傷の療養、交通機関の事故その他の特別な事由により勤務しないことが相当である場合に与えられます。	結婚 1人 出産 5人 忌引 11人
介護休暇	親族の介護のため連続する6箇月の期間内で認められる休暇です。期間中、給与は支給されません。	0人
育児休業	子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として休業できます。期間中、給与は支給されません。	3人

(3) サービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法によって職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務が課せられ、信用失墜行為及び争議行為等の禁止、また、政治的行為及び営利企業等の従事が制限されています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が心身の故障などによりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して行う不利益処分のことです。分限処分には、給料を号給の低い額に決定する「降給」、一定期間職務に従事させない「休職」、現在の職務より低い職務に任命する「降任」及び職員の身分を失わせる「免職」の4種類あります。

平成28年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	降給	休職	降任	免職
処分者数	0人	1人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行に対して行う制裁措置のことです。懲戒処分には、軽い順から、義務違反の責任を確認し、書面等で戒める「戒告」、給料を一定期間減額して支給する「減給」、懲罰として一定期間職務に従事させない「停職」及び懲罰として職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。

平成28年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	2人	1人	0人

5 職員の研修の状況

地方公務員法第 39 条には「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない」とされています。

平成 28 年度の職員の研修の状況は、次のとおりです。

研修名	研修日数	受講者数
新規採用職員研修（前期）	4 日	4 人
新規採用職員研修（後期）	5 日	4 人
ステップ 1 研修（25 歳）	2 日	4 人
ステップ 2 研修（30 歳）	2 日	3 人
ステップ 3 研修（35 歳）	2 日	1 人
ステップ 4 研修（40 歳）	2 日	2 人
課長補佐級研修	2 日	0 人
課長研修	1 日	1 人
判断力・決断力向上研修	1 日	1 人
会議運営能力向上研修	1 日	1 人
クリティカルシンキング研修	1 日	1 人

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度の状況

職員の健康状況を把握し生活習慣病などの健康障害を早期に発見するため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断のほか福井県市町村職員共済組合が実施する人間ドック（2 日・1 日・脳）への助成などの健康管理事業を実施しています。

（2）公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。平成 28 年度は、1 件でした。

7 公平委員会の状況

（1）公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第 7 条第 3 項の規定により設置されており、その処理する主な事務は次のとおりです。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決又は決定をすること。

本町は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

(2) 事務の状況

委託先の福井県から報告を受けた平成 28 年度の公平委員会の事務の状況は、次の表のとおりです。

事務の種別	件数
勤務状況に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0 件